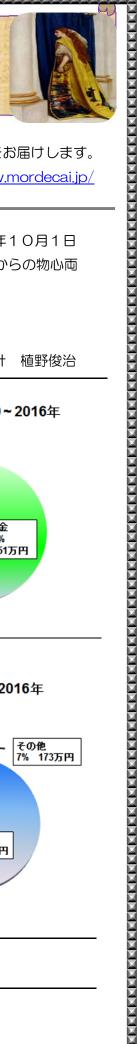


「モルデカイの会」のニュースレター

2016年 10 月号 No.11 <u>モルデカイの会 事務局</u> (front@mordecai.jp)



本号では、「モルデカイの会」会計の収支報告書(1頁)とビュン裁判の年表(2頁)をお届けします。 裁判の詳細については、「モルデカイの会」 ホームページをご覧ください : http://www.mordecai.jp/

(2009~2016年) 収支報告書

2016年10月1日

以下のとおり、モルデカイの会・会計の収支を報告いたします。ご支援いただいた方々からの物心両 面の支えなしに、この裁判を最後まで全うすることはできませんでした。

みなさまのお祈りと寄せられました献金に心からの謝意を表します。

なお、残額 73,449 円は、今後の活動費として次期へ繰り越しさせて頂きます。

モルデカイの会代表加藤光一、 会計 植野俊治

収入の部:

拠金*1 15,505,559円

献金1*2 6,533,790円

献金2*3 2,689,515円

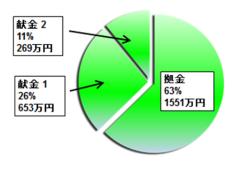
雑収入(利息ほか) 1,211 円

合計

24,730,075円

- *1 裁判当事者(第1事件、第2事件の原告と第3事件で 訴えられた支援者)およびその家族からの拠金
- *2 教団を離れた方々からの献金
- *3 その他の方々からの献金

拠金・献金(収入) 2009~2016年 合計金額: **2473**万円



支出の部:

弁護士費用*1 21,858,983 円 裁判関連実費*2 1,067,762 円

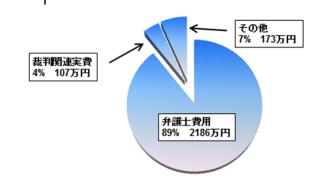
その他*3 1,729,881 円

合計 24,656,626 円

*1 刑事・民事裁判の着手金十報酬金、差し押え・債権回 収委託費、調査費用など

- *2 印紙、郵券、謄写代金、裁判所諸費用(実費)など
- *3 事務費、HP維持費、翻訳料、謝礼、旅費、振込手数 料、記者会見会場費など

裁判費用(支出) 2009~2016年 合計金額: **2466**万円



73,449 円 残高:

「年表」 ビュン・ジェーチャン裁判 (刑事裁判、民事裁判)

刑事裁判

民事裁判(第1、第2、第3事件)

2008年5月 ビュン・ジェーチャン(卞在昌)(国際福音キリスト教会・主任牧師)によるセクハラ不法行為が発覚

2009年7月 4人の女性がセクハラで提訴(第1事件)*1

2009年12月 1人の男性がパワハラで提訴(第2事件)*1

2010年1月 準強姦容疑でビュン・ジェーチャン逮捕

2010年2月 起訴

2011年5月 刑事裁判第1審判決(水戸地裁・土浦支部):

ビュン・ジェーチャンに対して「無罪」判決。検察が控訴せず、判決確定

2011 年 5 月 ビュン・ジェーチャンと「小牧者訓練会」が原 告と支援者を名誉毀損で提訴(第3事件)*1

2014年5月 民事裁判(第1審)判決(東京地裁):

(1) セクハラ裁判(第1事件): ビュン・ジェーチャンの不法行為を認め、損害賠償金(原告4名に対して、合計金1540万円)の支払いを命ず

(2) パワハラ裁判(第2事件): 原告による パワハラの訴えを棄却

(3) 名誉毀損裁判(第3事件): ビュン・ジェーチャン側による名誉毀損の訴えを棄却

2015年7月 民事裁判(第2審)判決(東京高裁):

セクハラ、パワハラ、名誉毀損裁判のいずれ も、控訴棄却

2016年6月 民事裁判(第3審)判決(最高裁):

いずれも、上告棄却の決定。セクハラ、パワハラ、名誉毀損の**第1審判決が確定**

^{*1:} 民事裁判のセクハラ裁判(第1事件)、パワハラ裁判(第2事件)および名誉毀損裁判(第3事件)は、第1審の段階から併合されて、東京地裁、東京高裁および最高裁において、それぞれ、同一の裁判体で審議された。